

日月華等門渡殿上、前入自明義門渡御前、先左右馬助、著胡鑑腋袍、平布帶、伊知次左右允、麻鞋、籤、次御馬七疋、如左、次左右屬、裝束、如允、渡了右府以下、次第退出、次上御簾、抑院宮小一條院無牽別、東宮有牽別云々、又或人云、宜陽殿敷座、大膳儲饌云々、而大外記賴隆真人稱無先例之由、令撤却先了云々、又兵部省御弓等付内侍所退出云々。

〔日本紀略後一條〕長元元年正月七日癸卯、無節會、但白馬不裝束牽渡、右大臣以下參仗座有見參事、孝亮宿禰記、慶長十年正月一日子、主上陽成依御不例、四方拜無之、節會同無之。

〔枕草子〕ころは正月○中七日は○中白馬見んとて、里人はくるまきよげに玄たて、見にゆく、中の御門のとじきみひきい、程かしらども一ところにまろびあひて、さしぐしもおち、よういせねば、おれなどしてわらふも又おかし、左衛門のぢんなどに、殿上人あまたたちなどして、とねりの馬どもをとりて、おどろかしてわらふを、はつかに見いれたれば、たて玄とみなどの見ゆるに、とのもりづかさ女官などの、ゆきちがひたること、おおかしけれ、いかばかりなる人、こゝのへをかくたちならずらんなどおもひやらる、うちにも、見るはいとせばきほどにて、とねりがかほのきぬもあらはれ、ゑろきもの、ゆきつかぬところは、まことにくろき庭に、雪のむらぎえたる心ちしていと見ぐるし、馬のあがりさはぎたるもおそらくおぼゆれば、ひきいられてよくも見やられず。

雜載

踏歌節會

踏歌節會ハ、正月十六日ニ行フ儀ニシテ、持統天皇ノ七年ニ創ムル所ナリ、後之ヲ女踏歌ト稱シ、前二日ニ行フモノヲ男踏歌ト稱ス、而シテ臨時ノ踏歌社寺ノ踏歌、及ビ私ニ行フ踏歌